

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づく開示事項)

2025年7月17日

株式会社アクリート

2025年7月17日

株式交付に係る事後開示書面

東京都千代田区神田小川町三丁目28番5号
株式会社 アクリート
代表取締役社長 株本 幸二

当社は、2025年6月26日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2025年7月17日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社とし、フォーグローブ株式会社（以下「フォーグローブ」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2025年7月17日

2. 株式交付親会社に関する事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

（1）会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2）会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法第816条の10第1項、会社法施行規則第213条の9第3号）

本株式交付に際して当社が譲り受けフォーグローブの株式の数は、62,037株です。

4. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項第 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- (1) 当社は会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続きにより株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第816条の4第2項の規定に基づき本株式交付に反対の意思表示をした当社の株主はおりませんでした。
- (2) 当社は、本株式交付により、株式交付子会社であるフォーグローブの株式の譲渡人である株式会社ポットラックに対して、その譲渡するフォーグローブの普通株式 1 株につき 6,493 株の割合をもって当社の普通株式を割当交付しました。当社が譲渡人に対して割当交付した当社の普通株式の合計は 402,838 株であり、当社が新たに発行した普通株式を充当しました。
- (3) 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金の額： 0 円

資本準備金の額： 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額

利益準備金の額： 0 円

以上